

兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科学位論文の全文を
公表しない場合の取扱いについて

平成 25 年 6 月 5 日
学 長 裁 定

兵庫教育大学学位規則（昭和 55 年規則第 4 号）第 26 条の規定に基づき、やむを得ない事由により博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することの申出があった場合の取扱いについて必要な事項を定める。

1 学位申請者からの申出

学位申請者は、次の各号のいずれかの事由により博士の学位の授与に係る学位論文の全文をインターネットの利用により公表できない場合は、学位論文審査申請期限までに兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科学位論文に関する細則の運用方針第 4 条及び第 11 条関係第 4 に定める学位論文の公表に関する申出書（様式第 3 号，以下「申出書」という。）を兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科長（以下，「研究科長」という。）に提出するものとする。なお，申出書の提出にあたっては，論文審査委員会主査（課程修了による博士の学位申請にあっては主指導教員，論文提出による博士の申請にあっては推薦教員）と事前に協議を行うものとする。

- (1) 博士論文が，立体形状による表現を含む等の理由により，インターネットの利用により公表することができない内容を含む場合
- (2) 博士論文が，著作権保護，個人情報保護等の理由により，博士の学位を授与された日から 1 年を超えてインターネットの利用により公表することができない内容を含む場合
- (3) 出版刊行，多重公表を禁止する学術ジャーナルへの掲載，特許の申請等との関係で，インターネットの利用による博士論文の全文の公表により博士の学位を授与された者にとって明らかな不利益が，博士の学位を授与された日から 1 年を超えて生じる場合
- (4) その他インターネットの利用により公表することができない特別な理由がある場合

2 論文審査委員会による確認及び研究科教授会への報告

前項に規定する申出があった場合，研究科長は，当該学位論文の論文審査委員会に対して確認を依頼するものとし，当該論文審査委員会は学位論文の審査時に，申出書に記載されたやむを得ない事由が同項各号に該当するかについて確認を行い，その結果を連合学校教育学研究科教授会（以下「研究科教授会」という。）に付議するものとする。

3 研究科教授会による審議及び学位申請者への通知

研究科長は，前項に規定する申出の結果について研究科教授会の議を経て学位申請者に審議結果を通知するものとする。